農耕車両をお持ちの方へー登録・廃車申告のお願いー

農耕作業用自動車には軽自動車税種別割が課税されます

　農耕作業用自動車を取得したときは、軽自動車税種別割の課税対象車両として登録が義務付けられていますので、速やかに手続きをしてください。なお、現在所有していてまだ登録していない車両がある場合も、お手続きをお願いします。

　また、車両を処分した場合や、所有者を変更した場合も手続きが必要です。そのまま登録しておくといつまでも軽自動車税種別割がかかってしまいますので、忘れずに手続きをしてください。（廃車手続きが 4 月１日を過ぎると、その年度については課税されます。）

このような車両に課税されます

登録を必要とする車両	税額	標識交付について
トラクター、コンバイン、耕運機、農耕作業用トレーラ などの最高速度 35km/h 未満の農耕作業用自動車	2,400円／1 台（年税）	緑色のナンバープレート
＊耕運機は、乗用装置または被けん引車(荷台)が無い場合は、登録の必要はありません。 ＊公道を走らなくても走行可能な車両であれば、課税されます。 ＊現在使用していなくても、使用可能な車両を所有していれば課税されます。(使用しない場合はナンバープレートを取り、車両を処分したうえで廃車の手続きをしてください。) ＊運転には、小型特殊免許・普通免許が必要です。なお、長さ 4.7m 以下、幅 1.7m 以下、高さ 2.0m 以下、最高速度 15km/h 以下の条件のいずれか一つを超える場合は、大型特殊免許が必要となります。	＊毎年４月１日現在の所有者に対して課税され、５月に納付書をお送りします。	＊申告受付時に交付しますので、車両後方の見やすい箇所に取り付けてください。 ＊最高速度が 35km/h 以上のものは、大型特殊自動車となり、検査登録が必要ですので東北運輸局までお問い合わせください。

こんなときに手続きが必要です

内容	手続き	必要なもの
・車両を購入したとき ・車両を買い替えたとき (旧車両については廃車の手続きが必要です。) ・車両を他の人から譲り受けたとき	登録	購入したときは販売証明書 車名や車台番号等が分かるもの、登録される方の印鑑、来庁者の本人確認書類（運転免許証など） 譲り受けたときは譲渡証明書（譲渡人の住所又は所在地、氏名又は名称、電話番号の記載と押印があるもの）
・家族内で所有者を変更するとき(所有者が死亡したときなど)	名義変更	登録される方の印鑑、来庁者の本人確認書類（運転免許証など）
・車両を処分したとき ・車両を他の人へ譲り渡したとき	廃車	標識交付証明書、ナンバープレート、登録していた方の印鑑、来庁者の本人確認書類（運転免許証など）

お問い合わせ先　税務課　課税係　電話２６-９１１８